

改正

令和元年7月8日いわき市規則第7号

令和元年12月26日いわき市規則第28号

令和4年7月1日いわき市規則第29号

令和4年12月26日いわき市規則第47号

令和6年3月27日いわき市規則第24号

令和7年3月27日いわき市規則第22号

いわき市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市体育施設条例（昭和56年いわき市条例第54号。以下「条例」という。）

第19条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、指定管理者（指定管理者が管理する体育施設以外の施設については、市長。以下第4条までにおいて同じ。）に申請しなければならない。

2 申請者は、使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、体育施設（健康増進施設を除く。以下この条、次条及び第5条第1項において同じ。）の専用によらない使用（次条において「個人使用」という。）の場合、健康増進施設の使用の場合又は市民運動場夜間照明設備の使用の場合は、この限りでない。

3 使用許可申請書は、体育施設を使用しようとする日の2箇月前の日の属する月の初日から使用しようとする日まで受け付けるものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、体育施設の使用の予約の申込みは、体育施設を使用しようとする日の3箇月前の日の属する月の21日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、許可書を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、体育施設の個人使用及び市民運動場夜間照明設備の使用については、

体育施設の個人利用券又は市民運動場夜間照明利用券（次項において「利用券」という。）の購入をもって許可を受けたものとみなす。

3 体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設を使用するときは、許可書又は利用券を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の変更の申出）

第4条 使用者が許可を受けた事項について変更しようとするときは、許可を受けた使用日の10日前までに、使用変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、健康増進施設については、この限りでない。

（使用許可の順序）

第5条 体育施設の使用を許可する場合の順序は、申請を受理（使用の予約の受付を含む。）した順序とし、申請の受理が同時のときは、協議又は抽選の方法によるものとする。

2 体育施設を使用しようとする日の3箇月前の日の属する月の21日から体育施設を使用しようとする日の3箇月前の日の属する月の末日までに予約を受け付けたときは、受付が同時であったものとする。

（使用料の納入）

第6条 条例別表第4から別表第12までに規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。使用の許可を受けた後に許可を受けた事項を変更し、使用料を追加納入する場合も、同様とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用時間）

第7条 体育施設を使用することができる時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び跡片づけの時間を含むものとする。

（減免の範囲及び申請）

第8条 条例第8条の規定により使用料を減免できる範囲及び減免率は、別表のとおりとする。

2 前項又はいわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）第3条第1項ただし書若しくは第5条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、減免すべき事由があることが明らかであり、かつ、使用料を減免すべきと市長が認めるときは、この限りでない。

（使用料の返還）

第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第4号の規定に該当することとなったとき 全額
- (2) 災害又は気象条件等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額又はその一部の額

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書を市長に提出しなければならない。

(指定申請書の添付書類)

第10条 条例第13条の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年間における各事業年度の収支決算書及び事業報告書又はこれらに類するもの
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における体育施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類
- (5) 組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (6) 代表者の経歴書及び役員名簿
- (7) 納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

(損傷又は滅失の届出)

第11条 条例第11条の規定により、使用者は、体育施設の設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、損傷・滅失届により市長に届け出なければならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき、又は使用の途中で許可を取り消されたときは、速やかに、原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

(1) 新舞子多目的運動場に係る規定 平成28年4月9日

(2) 新舞子フットボール場に係る規定 平成28年5月21日

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前のいわき市体育施設条例施行規則（昭和57年いわき市教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）の規定に基づいてなされた申請、許可その他の行為は、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（令和元年7月8日いわき市規則第7号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第1号様式その1、第2号様式その1及び第6号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（令和元年12月26日いわき市規則第28号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（令和4年7月1日いわき市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日いわき市規則第47号）

1 この規則は、令和5年1月21日から施行する。

2 この規則による改正後のいわき市体育施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可の申請及び使用の予約の申込みについて適用し、同日前の使用の許可の申請及び使用の予約の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月27日いわき市規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日いわき市規則第22号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

内容	減免率
市又は教育委員会が主催する体育行事で使用するとき。	100分の100
市又は教育委員会が後援する体育行事で使用するとき。	100分の25

備考 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。